

# とやま地産地消県民会議設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 安全・安心な県産農林水産物や加工食品（以下「県産品」という。）への期待や環境負荷の軽減についての意識の高まりを踏まえるとともに、食料自給率の向上、食のとやまブランド化の観点からも、生産・供給体制の充実・強化と県産品の活用・購買気運の醸成を一体的に進め、県民ぐるみで県産品を支え、育てる地産地消運動を推進するため、とやま地産地消県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 県民会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地産地消推進戦略の検討及びその推進に関すること。
- (2) 県民や企業等に対する地産地消意識の高揚と啓発活動に関すること。
- (3) 県産品の生産、供給体制の充実強化に関すること。
- (4) その他県民会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織及び委員)

第3条 県民会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 県民会議に会長1名、副会長若干名を置く。

- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長又は委員のうちあらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 県民会議は必要に応じ知事が召集する。

- 2 会長は、会議を進行する。

## (事務局)

第6条 県民会議の事務局は、富山県農林水産企画課に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

- 1 この要綱は、平成21年5月14日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。